

騒音に係る環境基準についての一部を改正する件について

平成17年5月環境省告示第45号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成十年九月環境庁告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成十七年五月二十六日から適用する。

平成十七年五月二十六日
環境大臣 小池百合子

第1の2の(4)中「評価のために測定を行う場合は、原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。」を「騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。」に改め、同(4)を同(5)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。